

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	横手労働総合庁舎（２５）設計業務
業 務 概 要	本業務は、秋田県横手市において計画されている横手労働総合庁舎の新築（既存庁舎等の取りこわし含む）についての基本設計及び実施設計業務である。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 西村 拓 仙台市青葉区本町３－３－１
契 約 年 月 日	令和 ７年１２月 ３日
契 約 業 者 名	横手労働総合庁舎（２５）設計業務楠山設計・村田弘建築設計事務所設計共同
契 約 業 者 の 住 所	宮城県仙台市青葉区一番町３－３－１６ オー・エックス芭蕉の辻ビル
契 約 金 額	９０，７５０，０００円（税込み）
予 定 価 格	９０，９４８，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	
業 務 場 所	東北地方整備局
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間（自）	令和 ７年１２月 ４日
履 行 期 間（至）	令和 ８年１２月 ４日
備 考	

契約理由書

1 業務名：横手労働総合庁舎（２５）設計業務

2. 契約の相手方：横手労働総合庁舎（２５）設計業務

楠山設計・村田弘建築設計事務所設計共同体

代表者（株）楠山設計

住所：宮城県仙台市青葉区一番町三丁目３番１６号

電話番号：０２２－２２４－１２０７

3 契約理由

横手労働基準監督署及び横手公共職業安定所は、老朽化や施設の不備、業務の多様化や業務量の増大による狭隘が生じており、業務に支障をきたしている。

このため、これら２施設を「労働総合庁舎」として集約・立体化することより敷地の有効利用を図るとともに、来庁者の利便性・業務能率の向上を図るため、横手労働総合庁舎の新築についての基本設計及び実施設計を行うものである。

本業務の履行にあたっては、利便性の確保はもとより、周辺環境に配慮した施設整備を行うとともに、環境負荷低減対策を図り、地域特性及び入居官署の特性に関する高度な知識と技術、豊かな経験に基づく設計能力が求められることから、公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたものである。

技術資料は、４者から提出され、内容を審査したところ、上記企業は、技術者の経験、能力等に関する必要条件を満足しているほか、実施方針及び特定テーマにおける敷地周辺の特性及び周辺環境に配慮した配置計画の考え方について、周辺建物の日照確保や圧迫感の低減を具体的に示すなど、総合的に評価した結果が最も優れていたため、東北地方整備局入札・契約手続運営委員会において、特定されたものである。

以上から、会計法第２９条の３第４項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１２条第１項第１号の規定に基づき、上記業者と契約を締結するものである。